

北本市子どもの権利条例（仮称）原案  
子ども関係施設向け 補足資料

1. 子ども関係施設の定義（第2条（3））

- (1) 児童福祉法に定める児童福祉施設  
保育園（所）、認定子ども園、学童保育室、児童発達支援センター、児童館など
- (2) 学校教育法に定める学校  
小学校、中学校、高等学校、幼稚園
- (3) その他の子どもが育ち、学び、活動するために定期的に利用する施設  
放課後デイサービス、学習塾、スイミングスクールなど

2. 子ども関係施設の責務（第4条）

- (1) 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。（第3項） →詳しくは3へ（第12条）
- (2) 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中でお互いに連携又は協力し、子どもの権利を保障しなければならない。（第4項）

3. 子ども関係施設における権利の保障（第12条）

- (1) 子どもが安心して〔安全に〕自分らしく学び、活動し、育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。  
→具体的な基準はこの条例では定めません。法令等で施設・設備・運営等に関する基準が定められている施設は、当該法令等の基準を遵守してください。
- (2) 子どもの最善の利益を考慮し、年齢や成長に応じた適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければならない。  
→条文に沿った対応ができるよう、市でも研修の実施や講師の派遣などを行う予定です。積極的に活用してください。
- (3) 子どもに対して、虐待や体罰をしたり、過度なストレスを与えたりしてはならない。  
→虐待・体罰については、定義（第2条）に規定しています。
- (4) 当該施設において、いじめの防止に努めなければならない。  
→いじめについては、定義（第2条）に規定にしています。  
〔別案〕 どちらの案が良いか、アンケートに記入していただけると幸いです。  
(いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係機関等と連携し、子どもの救済及び回復に努めなければならない。)
- (5) 職員に子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければならない。  
→市が必要な支援をします。（第6項、第14条第3項）
- (6) 市は、施設管理者が子どもの権利を保障するための活動に対して、必要な支援に努めなければならない。  
→職員や施設を利用する子どもに対する研修の実施などを想定しています。その他、技術的又は財政的な支援が必要な場合は、市に要望してください。

北本市子どもの権利条例（仮称）原案  
事業者向け 補足資料

1. 事業者の定義（第2条（5））

市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

→営利、非営利を問いません。継続的に実施する活動のみ該当します。

2. 事業者の責務（第4条）

特に定めていません。

3. 地域における権利の保障（第13条）

（1）市、市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めなければならない。

→具体的な取組内容はこの条例では定めません。今後「子どもの権利行動計画」（第35条）などにおいて、取組が定められる可能性があります。

（2）市民及び事業者は、子どもに対して、虐待や体罰をしたり、過度なストレスを与えたりしてはならない。

→虐待・体罰については、定義（第2条）に規定しています。

（3）事業者は、雇用している市民が安心してその子どもを養育できるよう、十分に配慮及び支援しなければならない。

→従業員が安心して子育てできるよう、勤務条件（勤務時間・休暇・手当など）において配慮してください。

（4）市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するための活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

→市では、子どもの権利の普及啓発を図るため、研修の実施や講師の派遣などを行う予定です。積極的に活用してください。

**【参考】虐待・体罰・いじめの定義（第2条）**

**虐待**：児童虐待防止法第2条の規定による児童虐待で次に掲げるものをいう。

ア 殴る、蹴る、投げ落とす、叩く、つねるなどの暴行を加える身体的虐待

イ わいせつな行為をしたり、させたりする性的虐待

ウ 十分な食事を与えない、不潔・不衛生な状態にする、必要な医療行為を受けさせない、危険な状態にあることを放置するなどのネグレクト

エ 暴言、無視、嫌がらせ又は子どもの面前での身近な人への暴力若しくは暴言などの心理的虐待

**体罰**：しつけ、懲戒、指導などとして、身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

**いじめ**：子どもが、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。